

## ネットワークの中立性に関する懇談会（第8回）議事要旨

1 日時：平成19年9月19日（水）15：00～16：20

2 場所：総務省8階第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

依田高典、江崎浩、酒井善則、菅谷実、高橋伸子、林敏彦（座長）、森川博之

(2) 総務省

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総務課長、谷脇事業政策課長、  
古市料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、黒瀬データ通信課長、  
竹内電気通信技術システム課長、高地事業政策課企画官

4 議事（報告書案について）

○ 事務局から資料8-1「ネットワークの中立性に関する懇談会報告書（案）」及び資料8-3「報告書案に対する意見招請結果及びこれに対する考え方」により、説明を行った後、構成員間で自由討議が行われた。

○ 主な発言の概要は以下のとおり。

（構成員）33ページの2段落目で、「行政当局においてはトラフィック把握の精緻化に向けた取組を継続することが求められる」とあるが、実際の運用している電気通信事業者からすると、必ずトラフィックデータを提出して協力しなければならないという話はセンシティブなので、より良い表現があれば修正を願いたい。

（総務省）関係事業者への追加負担は避けたいとならないので、表現は工夫させていただく。

（構成員）報告書では、最初にNGNとインターネットを分けるとあるが、第2章は既存のインターネットのことだけでなくNGNも含んだ一般論ということによいか。NGNが明確に出てくるのは第3章からということによいか。

（総務省）然り。第2章では既存インターネットとNGNの区別をしていないが、既存のインターネットに力点を置いている。

（構成員）第3章のNGNの接続ルールといったときに、光アクセス系サービスだけでなくインターネットや電話も一緒に含めて書いているのか。

（総務省）アクセス網部分を含めて一体として書いている。

（構成員）エンドエンドのQoSという難しい課題が、37ページの「NGNの接続ルール」の箇所及び64ページの「利用者保護策の検討」の箇所にあるが、最終的には利用者から見たエンドエンドのQoSをどう確保するかということが目的だと思うが、前段としてできる部分は接続ルールで考え、最終的に齟齬が発生した場合等はどうしたらいいかという2段階に分けて考えていると思えばよいか。

（総務省）然り。エンドエンドのQoS確保の話は、資料8-3の30ページでソフトバンクグ

ループから問題提起されている。NTT東西のNGNネットワーク内では、エンドエンドのQoS制御ができるが、他のネットワークに抜けるとエンドユーザからエンドユーザへの全体のQoSの確保ができないことが、競争政策にどのような影響を与えるかについて留意が必要な点を37ページで追記している。また、消費者保護の観点からエンドエンドでQoSが確保されていないことについて、何らかの措置を講ずる必要があるかどうかを64ページで追記している。

(構成員) このQoS確保の話は、ISPのオーディティングの話も関連するか。

(総務省) オーディティングについては、パブコメでも色々と意見をいただいたが、各ISPのパフォーマンスを認定することで、そのパフォーマンスがマーケットバリューになり、全体としてISPのパフォーマンスが上がるというマーケットメカニズムが図られる可能性がないかとの観点で記述している。ただし、関係者への影響もあるので、慎重に検討を行う必要があるとの記述になっている。

(構成員) 33ページに「著作権を巡る課題への対処など制度面での検討」と記述があるが、地域IXにおけるキャッシュ化を促進する観点につながるものか。

(総務省) 然り。地域IXにコンテンツをキャッシュする場合、キャッシュされたコンテンツの著作権の在り方についてかねがね指摘があるところであり、今回記載している。

(構成員) この点は、P2Pネットワーク実験協議会との課題とも共通するのか。

(総務省) P2P協議会では色々な実験形態があるが、地域IXでのキャッシュということも視野に入れた実験行っている。

(構成員) 地域IXに限った問題ではなく、ISPでも同じような問題があるので、「地域IXにおけるキャッシュ化」の箇所に「等」を入れたらどうか。

(総務省) 了。

(構成員) 59ページの「指定電気通信設備制度の見直しに係る基本的方向性」について、市場支配力が、ボトルネックと電波の希少性などの寡占的市場支配力に整理され、それに基づき規制がなされることが整理されたので、今後の指定電気通信設備制度の方向がクリアになった。他方、整理されて分かってきたことは、競争事業者などからのパブコメを参考とすると、NTT東西に指定電気通信設備を持っている事業者として接続規制や行為規制がかかれればかかるほど、経営戦略が競争中立的でない側面が増加しており、NGNへの移行やアクセス網の光化の段階で顕著になっている(例えば、アウトソーシング子会社を活用する等。資料8-3の48ページのKDDIの意見参照)。このため、NGNの実際サービスの企画立案において、NTTコミュニケーションズのプレゼンスが高まっていると感じているが、ボトルネックを持っているNTT東西のみに規制をかけても競争非中立的となりかねないので、2010年に向けてグループ全体のドミナンス性を見た上で、NTTの経営戦略について非中立的な影響を与えないための措置を講ずるべきと考える。NTT東西には今まで不必要な規制があったため、十分なビジネス展開ができない等、規制があるが故にグループ全体のポテンシャルが活かされずに、地方への光ファイバの整備など社会全体のインフラ整備が遅れている懸念もあるので、NTTグループ全体のポテンシャルを活用できるように検討することが良いのではないか。

(総務省) 54ページにあるように、NTTグループに対する過去に構築された公正競争要件に

ついてアドホックベースなものもあった。このため、電気通信事業法のドミナント規制の見直しに際し一般規律として全体の枠組みを整備することが考えられる方向性としているが、具体的な内容は詳細な検討が必要。

(構成員) 懇談会としては、今の点は今後の政策に反映してもらおうということを提言させていただく。

(構成員) 帯域制御の在り方や従量課金の話は色々な方法があるが、まずは状況把握して、変なことが起こらないようにすることが骨子であるが、詳しく当事者の利益について書かれているので、市場へのメッセージは専門家が読まないといけないような表現になっている。

(総務省) そのきらいは確かにあるが、この報告書を受けて、関係団体等によって帯域制御ガイドラインが検討されるのであれば、一定の役割を果たしたのではないかと考えている。

(構成員) この懇談会の報告書案は注目される点が多く、帯域制御や追加課金についての個人からのコメントが多かったことが印象に残った。

(構成員) 帯域制御については、均一的なルールをISPが作る必要があるのではなく、ルールが柔軟であることが重要ではないか。

(総務省) いただいた意見を受けて、ネットワーク構造やトラフィックが変化する中で均一的なルールは時期尚早と認識。しかしながら、受益者負担原則はメルクマールとして認めるべきであり、ヘビーユーザへの追加課金は否定するものではないが、その場合には個別に合理的な根拠が必要としているが、当該根拠に関して特定の均一的なメルクマールを現時点で作るものではない。

(構成員) 報告書の考え方はクリアであり、よくまとまっている。懇談会の趣旨ではないが、これをNGNやインターネット以外のマルチメディア放送等の考え方にも適用できるようにならないものか。

(総務省) ネットワークとネットワークのインターフェースのオープン化や異なるモードでの通信ネットワークのインターフェースのオープン化により、多様な組み合わせができることが健全な競争を作り出すという趣旨。本報告書は全体としてレイヤー間のインターフェースのオープン化が基本哲学となっている。

(構成員) 53ページの上位レイヤーから通信レイヤーへの市場支配力の濫用について、通信・放送の融合・連携に関連した法制度の面から包括的に検証を加えるとあるが、包括的に検証を加えるとはどういうことか。

(総務省) 電気通信事業法の中では、通信レイヤーからあるいは通信レイヤーを起点とした上位レイヤーへのドミナンスの濫用を考えているが、逆の上位レイヤーから下位レイヤーへのドミナンスの濫用の場合は電気通信事業法の適用外であり、一般規律の独占禁止法の適用がされるとしている。今後、通信・放送融合により情報通信法ができた場合は、従来の電気通信事業法の枠組みを越えた分野がひとつの事業規律に入るならば、上位レイヤーから下位レイヤーのドミナンスの濫用も規律として捉える可能性があるということで記述。

(構成員) 現在、検討が進められている通信・放送の融合・連携に関連した法制度の検討項目のメディアサービスが将来的に入るかもしれないとのことで、包括的な検証を加えることで考え方が変わるかもしれないとのことか。

(総務省) 然り。

(構成員) 41ページに「IPv4のアドレスが2010年初頭には枯渇する」とあるが、最近の報告では2010年に枯渇するというデータもあるが、表現をアップデートした方がよいのではないか。

(総務省) IPv4については、「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」で枯渇時期の予測ということについて一定の考え方を整理している段階。このため、この報告書では、オフィシャルな結論ではなく、枯渇が見込まれるという紹介する程度の書きぶりとなっている。

(構成員) あまり早いタイムフレームを記載すると、市場への不安を与えるおそれがあるので、表現についてはこの程度のほうがよいと思うが、速やかな移行とともにエンドユーザが安心できるような移行を進めるという表現が重要。エンドユーザに対してどういうことを中立性としては持つべきかが重要である。

(構成員) エンドユーザからするとIPv4のままよいとの状況で、IPv6への移行のインセンティブが働かないのではないか。枯渇するのであれば消費者を含めて危機意識を持った方がよいのではないか。

(構成員) IPv6移行の研究会に対しても色々な意見がいただければ有難い。

(構成員) コンテンツ配信の円滑化の問題として、著作権を巡る課題が挙げられている。地上デジタル放送の配信について、難視聴地域に対し衛星で配信すると費用がかかるため、IP網で行う等の議論があるが、何かそういうものを促すような書きぶりできないか。また、著作権処理で問題があるのか。

(総務省) 地上デジタル放送のIPマルチキャストの著作権処理の問題と、キャッシュサーバの著作権処理の問題は多少毛色が異なると思う。キャッシュという行為に関する著作権の問題は、議論はあるがあまり取り上げられたことはない。ここでは、地域IXを作りネットワークの負荷分散をすることは必要だが、その場合に出てくる課題として取り上げさせていただいている。地上デジタル放送のIPマルチキャストはビジネスベースの問題として著作権処理の問題が出てくるものとの理解している。

(構成員) キャッシュと複製の問題は、地上デジタル放送に関しても同じようなことがいえるが、情報の流通チャンネルに関連する中立性をどうするかは、中立的なトランスポートをどうするか議論されているが、それ以上踏み込むのは難しい。

- 以上の議論を踏まえて、修正等については座長に一任することとし、事務局で最終報告書として取りまとめることとされた。

## 5 その他

- 本懇談会の開催は、今回（第8回）をもって終了。
- 総務省では、速やかに本懇談会の発言を踏まえた報告書を総務省ホームページなどで公表予定。

以上